

<新型コロナウイルスによる傷病手当金に関する Q&A>

問1 対象になるのはどのような人ですか。

答 南相馬市の国民健康保険に加入されている方で、給与等の支払いを受けている方が以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服せない場合に対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

問2 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合とはどのような場合ですか。

答 息苦しさ（呼吸困難）強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状のいずれかがある場合。帰国者・接触者外来の受診がなくとも、事業主がその症状により労務不能と認めた場合や結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。

問3 支給対象となる日はどのような日ですか。

答 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で、問1の対象となる方が、療養のため労務に服せなかった日が対象となります。

問4 給与等とは具体的にどのような収入ですか。

答 所得税法第28条1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる、賃金、給与です。ただし、賞与（健康保険法第3条6項に規定する賞与。）や、通勤手当等の非課税所得は含まれません。シルバー人材センターの配分金についても、所得税法上の給与等に該当しないため、支給対象となりません。

問5 フリーランスは対象にならないのですか。

答 傷病手当金は所得税法上の給与等の支払いを受けている被用者の方を対象としております。自営業の方や個人で事業を行う方の事業収入は、所得税法上の給与等に該当しないため、傷病手当金の支給対象にはなりません。

問6 支給額はどのように計算するのですか。

答 直近3月間の収入を基に1日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服せなかった日数分の支給を行います。

支給額＝1日当たりの支給額（※）×労務に服せなかった日数

（※）1日当たりの支給額

＝直近3月間の収入額／直近3月間の労務に服した日数×2／3

問7 1日当たりの支給額の上限はありますか。

答 上限は30,887円（令和2年3月現在）です。標準報酬月額等級の最高等級の報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額です。

問8 申請をするにはどのようにしたらよいでしょうか。

答 市民課保険年金係へお電話でお問い合わせください。申請方法をご案内させていただき、申請書等を郵送させていただきます。必要事項をご記入の上郵送で保険年金係までお送りください。

問9 事業主や医療機関に記載をしてもらう書類もあるのでしょうか。

答 被保険者記入用及び事業主記入用の申請書については、事業主による記入及び証明が必要となります。医療機関記入用の申請書については、当面の期間、提出は不要となりました。

問10 申請書以外の提出書類はありますか。

答 給与等の支払いが確認できる書類（給与明細の写し、給与の支払いの確認ができる通帳の写し）を提出いただきます。

問11 支給までどのくらいの期間がかかりますか。

答 申請内容によっては審査にお時間をいただく場合があります。

問12 療養施設（自宅療養）となった場合、証明書は必要ですか。

答 宿泊療養（自宅療養）の開始日と終了日の記載がある市区町村や保健所発行の書類（保健所で発行した宿泊・自宅療養証明書、就業制限通知書・就業制限解除通知書、MyHER-SYSからプリントアウトした療養証明書等）により手続きをすることが可能です。